

ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議

第6回心のバリアフリー分科会議事録

日 時：平成 28 年 12 月 20 日（火）10:00 - 12:00

場 所：三田共用会議所 1階ホール

出席者：

（ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議副議長）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

平田 竹男

（座長）

慶應義塾大学経済学部教授

駒村 康平

（座長代理）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局企画・推進統括官

岡西 康博

（構成員）

読売新聞大阪本社編集委員

井手 裕彦

株式会社ドワンゴ顧問

角谷 浩一

慶應義塾大学経済学部教授

中野 泰志

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

（富士通株式会社経営執行役員常務）

廣野 充俊

東京大学先端科学技術研究センター教授

福島 智

明星大学人文学部教授

吉川 かおり

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事兼事務局長

森 祐司 ※代理出席

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長

小幡 恭弘

一般財団法人全日本ろうあ連盟理事

小椋 武夫 ※代理出席

全国重症心身障害児（者）を守る会副会長

高木 正三

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事

田口 亜希

一般社団法人日本発達障害ネットワーク事務局長

橋口 亜希子

社会福祉法人日本盲人会連合組織部長

藤井 貢

特定非営利活動法人D P I 日本会議バリアフリー一部会員

山崎 涼子

学校法人東学園美晴幼稚園理事長・園長

東 重満

世田谷区立山野小学校長

大字 弘一郎

特定非営利活動法人U b d o b e（ウブドベ）代表理事

岡 勇樹

公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター

推進戦略部プロジェクトリーダー

中澤 薫 ※代理出席

全国社会福祉法人経営者協議会障害福祉事業経営委員長	久木元 司	
神奈川県立足柄高等学校長	笹谷 幸司	
公益財団法人日本補助犬協会代表理事	朴 善子	
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究企画部総括研究員	星 祐子	
中野区立第五中学校長	増田 稔	
全国特別支援学校長会理事	三浦 浩文	
一般社団法人日本地下鉄協会業務部長	石島 徹	
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会専務理事	伊藤 廣幸	
公益社団法人日本バス協会業務部長	川合 登	
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会業務部長	熊谷 敦夫	
東海旅客鉄道株式会社営業本部運賃制度・駅業務グループ グループリーダー	前田 英一郎	※代理出席
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 理事・バリアフリー推進部長	坂下 晃	
一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長	滝澤 広明	
西日本旅客鉄道株式会社鉄道本部CS推進部課長	後藤 淳彦	※代理出席
一般社団法人日本ショッピングセンター協会事務局長	村上 哲也	
公益社団法人日本観光振興協会事業推進本部 観光地域づくり・人材育成部門観光地域づくり・人材育成担当部長	森 元太郎	
定期航空協会事務局次長	大藤 純児	※代理出席
東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部サービス品質改革部次長	渡辺 雅博	
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局参事官	上村 昇	
内閣府政策統括官（共生社会施策担当）付参事官	坂本 大輔	
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官	林 俊行	
消防庁予防課設備係長	四維 栄広	※代理出席
法務省人権擁護局人権擁護調査官	大手 昭宏	※代理出席
文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐	小野 賢志	※代理出席
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長	丸山 洋司	
スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課長	勝又 正秀	
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長	朝川 知昭	
農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課課長補佐	松尾 佳典	※代理出席
経済産業省商務流通保安グループ流通政策課係長	井出 洋文	※代理出席
国土交通省総合政策局安心生活政策課長	長井 総和	
国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室課長補佐	杉田 敬	※代理出席
(オブザーバー)		
東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック担当部長	萱場 明子	
東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課 主任（福祉のまちづくり担当）	鈴木 俊宏	※代理出席

東京都教育庁総務部オリンピック・パラリンピック教育施策担当課長	引場 信治	※代理出席
全国知事会調査第二部長	塩野 徹	
全国市長会社会文教部副部長	木村 成仁	※代理出席
全国町村会行政部長	久保 雅	
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会 組織委員会大会準備運営第一局長	井上 惠嗣	
日本パラリンピック委員会事務局長	中森 邦男	
(街づくり分科会 有識者)		
中央大学研究開発機構教授	秋山 哲男	

【岡西座長代理】

皆さん、おはようございます。ただいまから、第6回「心のバリアフリー分科会」を開催いたします。本日は年末のお忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。内閣官房オリパラ事務局企画・推進統括官の岡西でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。本日も、報道関係者の方々が議事の全般にわたり同席されますので、よろしくをお願いいたします。

この「心のバリアフリー」分科会は、第1回として3月31日に皆さんにお集まりいただきまして、今回で6回目になります。その間に1度、遠藤大臣が障害者の団体の方々から直接御意見を表明する機会を設定させていただきました。本当に活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日が最終回の予定でございます。できる限り皆様の御意見をとりまとめという形で反映させていただいたつもりでございますけれども、御意見がございましたら、ぜひ本日も活発な御議論をいただければと思っております。

それでは、本日の配布資料の確認と本会議の出席者の紹介につきましては、時間の関係から、お手元の議事次第と出席者一覧をもってかえさせていただきます。以後の議事は駒村座長をお願いいたします。

【駒村座長】

おはようございます。3月から始めたこの分科会ですけれども、早いものでもう年末となり、今日、皆様のこれまでの議論が「最終とりまとめ」という形で結実するものになりました。8カ月ぐらいにわたって座長を務めさせていただき、皆さんにはいろいろと御不満等々、御不便をおかけしたかと思えます。今日、これを取りまとめて、「最終とりまとめ」を完成させていきたいと思えます。

それでは、今日の議事に入っていきたいと思えます。議事2について、資料1に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

【上村委員】

おはようございます。オリパラ事務局参事官の上村でございます。それでは、資料1につきまして「Ⅰ. 基本的考え方」、それから「Ⅱ. 心のバリアフリー」の部分につきまして、前回から修正をいたしました主な箇所を御説明いたします。

まず、2ページ目をご覧ください。こちらが街づくりのほうの委員会のほうで出た御意見を踏まえまして、内閣府さんのまとめられているものを参考にして、ユニバーサルデザインとバリアフリーについて定義のような記述を書き加えてございます。

それから、3ページ目の評価会議のくだりでございます。まず1)の1つ目の矢印の括弧書きで書いてございますが、「施策評価を全国を対象に行う」ということと「外部組織を活用」、それから「障害者団体等の参画を得て実施することも検討する」ということについて明記してございます。

その下の2つの矢印でございますが、これは前は評価会議から助言という形で関係府省等に一度フィードバックするということまで書いてございましたが、今回は前回の御

議論を踏まえまして、もう一度各省に戻して次年度の予定をとりまとめる。それを評価会議に提出しまして、総合的にその評価会議のほうで講ずべき措置内容があるときは、評価会議のほうからオリパラ大臣に建議という形で行うこととしまして、さらにオリパラ大臣が総合調整権限を通じて、関係府省等と連携して所要の施策を講じるよう努める。さらに、その内容については、この評価会議に報告するということまで書き込んでございます。

2) は新しい事項でございます。評価会議で好事例を認定するという仕組みを作って、それをホームページなどで広く周知するというのを新しく追加してございます。

それから、4ページ目は「心のバリアフリー」のその考え方の部分でございます。

まず1段落目は「心のバリアフリー」を体現するためのポイントということで、前回1文で書いていたものを、わかりよく①～③ということで書き直したものであります。また、②のところで「障害のある人への差別」と書いてあったところを「障害のある人（及びその家族）への差別」ということに書き加えてございます。

下から3行目から2行目にかけて、こちらも前回、御意見があった部分でございますが、他者とのコミュニケーションを行う前提として、ソーシャルスキル全体を高めるということ。

それから、一番下の行から5ページの頭にかけて「身体障害者補助犬を同伴した人の受入れが社会全体で行われるよう、周知徹底を図っていく」ということが重要だということを追記してございます。この部分については、企業等の取り組みの中でも書き加えてございます。

5ページ目の真ん中のところでありますけれども、「障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについて理解し、すべての人が包摂される社会づくりに向けて取り組むことが必要である」ということで書いてございます。これも「2. 具体的な取組」の中の学校、企業、それから地域の取組のところでも、同じように書き込んでございます。

「2. 具体的な取組」に入りまして、「1) 学校教育における取組」というところでは、6ページ目の「①すべての子供達に『心のバリアフリー』を指導」に、最後の矢印を追加してございます。これは「>幼稚園・保育所・認定こども園における障害のある子供の受入れを円滑に実施するため、各自治体等に対する周知徹底を図る」というくだりでございます。

「②すべての教員等が『心のバリアフリー』を理解」というところでは、7ページの頭、「保育士の養成を行う学校に対し」というものを1つ追加してございまして、それに伴って「すべての教員が」というところを「教員等が」にしてございます。

③の2つ目の矢印のところでは、「障害のある人との交流及び共同学習」という文言を明記させていただいています。

次は、企業等における取り組みでございまして、9ページの真ん中のところで、2段落目の6行目に「経営者から現場の社員まで、一体となって」というものを追加しまして、これで全ての社員がというような意味合いを強調してございます。その下の重複障害の話と身体障害者補助犬の話については、先ほど総論のところでお話しておりました。

11ページの終わりのところで、これは「ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上」という項目のところにありますけれども、11ページの下から「具体的には」ということで、12ページにかけまして新しく追加してございます。これは、前回の会議以降、関係の団体、関係省庁との調整が進んだことから「接遇マニュアル」を作成いただくことになる主な

団体、それから一緒にやっていくことになる府省庁の名前を書いています。

12ページの真ん中ほどの医療分野の項目については、新しく追加した項目でございます。今年の1月に「障害者差別解消のための措置に関する医療従事者向けのガイドライン」というものが作成されていまして、それについての周知に努めていくというくだりでございます。

13ページは、もともと経済界全体として「・人材採用の評価基準に『心のバリアフリー』の価値基準を反映」となっていたものに、人材採用のときだけではなくてその後の人事評価におきましても同じようなことをするという。それから、それに伴って、真ん中の下のほうの（好事例集で取扱う項目例）にも「人事評価」というものを追記してございます。

14ページの下から15ページのところの、災害時における避難支援のあり方ということで、ここは名簿の部分でございますけれども、前は名簿をつくるということまで着実に促進するというので書いてございました。これが「実際に役に立たないと」というお話が出ましたので、「実質的に障害者等の避難支援に資するよう」というものを追加してございます。

それから、「③その他」のところ、人権擁護委員の話がございました。ここの最後のところに人権擁護委員等の研修につきまして、「研修講師に障害のある人を招くなどして、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成する」という文章を追加してございます。

16ページの真ん中に「2020年パラリンピック競技大会を多くの児童」云々という矢印でございまして。ここは「29年度においても」と29年度単体のような書きぶりだったものですから、ここについて「平成32年度に向けて」と書いてございます。

17ページの下から2つ目の矢印で、統一マークのところも前回いろいろ御意見をいただいた部分でございます。こちらは既存のマークとの整理について、これも当然の話ではありますが、あえて明記してございます。

それから、17ページの一番下の「国際的な障害者スポーツ大会の招致」については、新しく追加してございます。

最後の18ページのところで、前は「障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援」ということで書いてございました。これに、障害のある人自身やその家族による悩みの共有ですとか、情報交換のできる交流、いわゆるピアサポートという取り組みについても書くべきではないかということで、こちらについて書き加えてございます。以上、本文でございます。

それから、最後のページをご覧いただきたいと思います。これは前回、井手委員のほうから、相模原での痛ましい事件というものがあって、それを重く受けとめて、それに対してあるいは障害者全体に問題に関して宣言、それから表明のようなものを作ってはどうかという提案を受けて書いたものでございます。

この「ユニバーサル2020」「心のバリアフリー」「ユニバーサルデザインの街づくり」に向けて推進していくという立場を表明するというような内容で書いてございます。

3段目のところで、人の命の重さですとか、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を求めていくということ。

4段落目では、障害者の権利条約の理念ということ、それから「障害の社会モデル」のみずからの意識への反映。そして最後に、全ての主体がそれぞれの立場で具体的な行動を変え、共生社会の実現に向けて継続的に取り組むということと、ユニバーサルデザインの街づくりを強力に推進するという決意で締めるということを書いてございます。説明は以上でございます。

【駒村座長】

ありがとうございました。続けて、意見交換に入りたいと思います。この「最終とりまとめ（案）」は、11月24日の第5回分科会で提示された素案に対して、委員の皆様の意見を踏まえて修正・追記を行ったものであります。

前回の皆様の委員からの御発言は、事務局になるべく反映するようにとお願いしておりまして、特に青字で書いていただいた部分はそれが明らかになっている部分だと思います。

本日は、細かい文章表現というのはいろいろな御意見を調整する中でちょっと不細工な部分もあるのかなとは思いますが。あと、誤字・誤植がありましたら、後ほど事務局に御指摘していただくとして、エッセンスというか、本質的な部分を中心にまず議論を進めていきたいと思っています。

本日も、多くの委員が御参加いただいておりますので、発言の前に御所属とお名前をおっしゃってから御発言をいただければと思います。よろしく願いいたします。では、井手委員、お願いいたします。井手委員から右回りで行こうと思います。

【井手委員】

最終とりまとめは、前回から大きくバージョンアップされた印象で、本当にすばらしいものに仕上げていると評価しております。その上で、3点、意見を申し上げたいと思います。

1点目は、私が言い出しっぺになりました「共同宣言（案）」のことです。宣言という大体、理念を述べるものになるのか、行動を謳うのかということになるのですが、今回の場合は、行動に関する宣言という位置づけになっており、より踏み込んですばらしいと受け止めております。

その上での意見なのですが、1段落目の障害者差別や虐待、隔離、暴力、特別視などの事態について「今もそれらが存在するとなれば」と記載されている認識が気になりました。というのは、この16日に障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の存在について、厚生労働省さんが発表されています調査結果と全く違うからです。

調査結果によると、被害に遭った障害者は3,154人に上ったということで、初めて3,000人を超え、このうち3人が死亡しているということでした。こうした由々しき実態が明らかになっている、そのときに「今もそれらが存在するとなれば」というのは、おかしいのではないかと思います。この部分は削除していただきたいと考えています。さらに、行動を示す宣言なので、「断じて許されない」「受け入れられない」という記載からもう一步、進めていただいて、「見過ごせない」「見逃さない」と、そこまで宣言したいというのが私の意見です。

同じ趣旨で言えば、3段落目の結びの「共生する社会の実現を希求する」という部分も「追求する」と変えてほしいと考えています。すなわち、望んで求めるのではなくて、追い求めていくのだという意志を明示したいのです。最後の締めくくりになっている「ユニバーサルデザインの街づくりを強力に推進する」という部分や、その前の4段落目の結びの『障害の社会モデル』を自らの意識に反映させる」という部分も、もう少し前向きに「強力に推進することを約束する」「自らの意識に反映させることを誓う」という具合に、ランクアップしてほしいと考えています。

それから、この行動宣言を広く展開したいと私は思っています。この場の有識者の方とか障害者団体や支援者団体の方であるとかだけでなく、国民一人一人にこの宣言を広げたいという思いを強く持っています。

障害者や高齢者らへのサポートを行いたい人々の統一マークという話がありましたけれども、それと連動して、統一マークをもらう人に、この「心のバリアフリー宣言」を宣言してもらってはいかがでしょうか。私は、「心のバリアフリー宣言」を例えば名刺入れとか財布に入るようなポケットサイズのカード化をしていただいて、そこに署名欄もつけてはどうかと、提案したいのです。脳死移植のときの臓器提供の意思表示がマイナンバーカードに入っているのですけれども、そういうようなイメージで、署名をしていただき、個人情報の関係があるのですけれども、署名をして、「心のバリアフリー宣言」をした人を、評価会議で一人一人捉えられるように登録するような形ができないかと思っております。

単に登録してもらうだけではなくて、評価会議で集めた好事例とか、新たな取り組みを登録した人たちに流す。一方で、評価会議が施策の方向性を探るときの調査やアンケートをするときに対象になってもらって意見を汲み取るというような双方向の仕組みをつくれば、いま、計画されている国民運動もさらに機能化して有意義なものになるのではないかと思うのです。

もっと言えば、これから東京オリンピック・パラリンピックのボランティアを募集するという時期が訪れるのですけれども、ボランティアになる人には、ぜひ「心のバリアフリー宣言」を宣言してもらいたい、また、役所の研修とか、企業の接遇マニュアルとかを研修で徹底するときには、参加者に宣言をしてもらいたいと望みます。

さらに、この「心のバリアフリー宣言」をした人には、インセンティブもあるような工夫も提案したいのです。例えば、「心のバリアフリー」に賛同する企業がポイントカードでのプラスを設けるとか、バリアフリーに熱心なホテルに泊まったときにちょっとした割引があるとか、バリアフリーに取り組む商店街にも賛同してもらって特定の割引をもらうとか、そういうふうに広げていけば、バリアフリーの場所にバリアフリーに取り組む人がいるということになり、街づくりと心のバリアフリーの両面が進むのではないかという考えです。それが1点目です。

2点目は、「心のバリアフリー」の法律面について、です。前回、中野先生のほうから「心のバリアフリー」の定義を明確化し、法律に位置づけられないかというご意見がありました。

それから、街づくりの分科会のほうでは、交通や建築に関するバリアフリー法の改正の必要性に関する意見が出ていと聞きました。それらについて、ずっと考えていると、やはり、「心のバリアフリー推進法」みたいな法制化が必要ではないかとの結論に行き着きました。

評価会議に関しては、先ほどの御説明から、前回、提示された案より実効性の部分について一歩も二歩も進められ、権限についても「助言」から「建議」にレベルアップされていることを評価しています。一方で、実は不安に思っているのは、この評価会議をつかさどるオリパラ大臣も、内閣官房のオリパラ推進事務局も、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの大会後はなくなることです。

では、このすばらしい仕組みをどうやって担保していくのかというと、やはり、法律が要るのではないかと、というのが私の強い思いです。すぐに、とは申しません。法律をつくるためには、当然のことながら立法事実や保護法益が証明できねばなりませんので、本当に法律が要るかどうかから議論を始めないといけないのは確かです。さらに、現行の「バリアフリー法」の中に、こういう「心のバリアフリー」の部分が含まれないのか、また、今、国会議員レベルで研究が始まっている「情報バリアフリー法」に重ね合わせられないのか、そうした動きと連動できないのか、そういった視点も必要になると思います。評価会議で議論していくのか、法制定のための新たな審議会をつくるのか、方法はいろいろあると思いますけれども、ぜひ、この心のバリアフリー分科会で得た取り組みが、未来へのレガシーになり、せつかくの取り組みが結実するための法制化を今後、検討していただきたいというのが2点目です。

3点目は、心臓機能障害者の立場からの私自身の意見です。今まで、この分科会で、私は、障害者問題取材してきた報道機関の一員としての立場から意見を申し上げてきました。最後になりましたし、私のような心臓機能障害者の話は分科会で一度も出ておりませんので、そのお話をさせていただきたいと思います。

私は、心臓に不整脈が起こったときに、それを電気ショックで止めにいく70グラムほどの機械を体内に埋め込んでおります。米国では、年間75000人がその機械の埋め込みの手術を行っているとき、日本でも年によっては数千人が手術を受けているともデータがあります。にもかかわらず、福祉に携わる専門家とか、役所の方とか、ほかの障害者の方とかでも、何が困るのか、理解が行き届いておらず、「日常生活には支障ないのでしょうか」と言われて、あまり、詳しく言いたくないので、「そうですね」と言っているのですけれども、実はすごく困ることがあります。それは、電磁波の近くに行けないのです。例えば、IH炊飯器だとか、電動工具だとか、MRI検査もできませんし、一番困るのは金属探知機で、それを通ることができないのです。だから、私は、海外出張になると、不安と同居しています。

というのは、飛行機に乗るのに金属探知機を何回も通らなければいけないので。前回の分科会で田口委員が車いすを使われているお立場からお困りになられたことをおっしゃいましたが、私自身も最近、遭遇した出来事を紹介したいのです。私は、金属探知機を通ることができませんので、代わりにボディチェックを受けなければいけないのですけれども、この間、日本のある空港の保安検査場で、ある航空会社の検査員の方から、胸に埋め込んでいる機械のことが何なのかわからないということをおっしゃられて、いきなり、金属探知機の棒を胸につけられようとしたのです。棒をつけるとどうなるかということ、機械が誤作動するわけです。誤作動したらどうなるかということ、テレビで意識を失った人にAEDを作動して、体ごと、どんと動くシーンをご覧になったことが皆さん、あるのではないかと思います。あれと同じことを、意識がある人間がやられるわけです。また、その電気ショックで

逆に意識を失ってしまうこともあります。実際に私は誤作動を経験したことがありまして、誤作動すると救急車で専門の病院に運んでいただいて、機械を操作できる資格を持っているお医者さんがいないと、誤作動を止めることができなくて、資格を持つお医者さんが来るまで誤作動がずっと続くわけです。誤作動の1回の衝撃について、私は、主治医から、マイク・タイソンが後ろから殴ってくるパンチみたいなものと説明を受けていたのですが、それどころではなかったというのが実際の印象です。

日本の空港では結局、服をはだけて機械を埋め込んでいる部分を見せて、何とかしたのですけれども、私が2年連続で出張したロシアでは、どこに行っても配慮されました。これは、自分が不整脈を止める機械を埋め込んでいるということを英語と簡単な図で表しているカードで、私は常時、財布に入れて携帯しているのですが、ロシアではこのカードを出すだけで、たとえ英語の内容がわからなくても金属探知機を切って、私を通してくれます。ロシアというのは、テロ対策が進んでいる国なので、マクドでも博物館でも役所に行っても全部、金属探知機を通らなければ、中に入ることができないのです。ところが、心臓機能障害者への配慮は日本より圧倒的に進んでいるわけです。

それで、私は何が言いたいかというと、一つは、東京オリンピック・パラリンピックのときの配慮です。私も東京パラリンピックの開会式に行きたいですし、同じような心臓機能障害を持つ人たちが外国からもたくさんいらっしゃいます。当然、金属探知機は設置されているでしょうから、ぜひ、心臓機能障害者向けの配慮をしていただきたいのです。それ以上に申し上げたいのは、障害の種別はさまざまあって、程度もがさまざまあるということに対する理解を進めてほしいという点です。一人一人がこのように自分の困難さを語るのには、詳しく説明しなければわかってもらえないだろうし、ものすごく難しいと感じています。私自身も障害者問題取材しながら、では、すべての障害について、理解しているかと問われたら、全く自信がありません。

私は、大学の講義で学生に話をするときとか、講演に呼ばれたときとかに、イソップ童話の「キツネとツルのごちそう」を例にとることにしています。キツネがお客に呼んだツルに対しておいしいスープを自分が飲みやすい平たい皿に与えたので、ツルは飲めなかった。かわりにツルがキツネを招いたときに、自分が飲みやすい細長いつぼにスープを入れたので、今度は、キツネが飲めなかった。そういう話です。イソップは、意地悪を戒める教訓を示しているのですが、でも、「心のバリアフリー」に通じると思うのです。みんな、ひとりひとり、自分に適した容器は違うわけですし、その違いに配慮して、おいしいものを分かち合うというのが「心のバリアフリー」の基本ではないかと思っています。私個人の例をとって、申しわけないのですが、相手を思いやる意識を進めていただきたいと切に願っています。

この分科会も最後になりましたが、参加させていただいて、本当に勉強させていただきました。自分が言い出しっぺとなった共同宣言のこともありますので、私自身が「障害の社会モデル」をみずからの意識に反映させて、社会を変えていくために努力していくことを約束いたします。以上です。ありがとうございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。最後のイソップ童話のお話は、多分今日も想像力とか、共感性みたいな話として、一つのキーワードとして出てくるのではないかと思います。

それで、2番目の「心のバリアフリー推進法」は、法律がいいのかどうなのか、またいろいろな議論があるかと思います。今日の議論としては、前回、井手委員からお話があって急遽挿入した最初の共同宣言につきまして、事務局としては委員の思いをまとめるものなのか、でもやはり国の文章なので、国の文章の範囲でまとめられるものなのかということ、少し迷った部分があるのではないかと思います。

最初に、共同宣言についての御意見をお聞きしたいと思います。委員の皆様で、共同宣言について、この内容と形式について御意見がある方は挙手をいただければと思います。最初にこちらの議論から始めたいと思います。いかがでしょうか。

藤井さん、お願いいたします。

【藤井委員】

日本盲人会連合の藤井と申します。よろしく申し上げます。難しい議論を吹っかけようということではないですが、共同宣言というのはこの場で採択して、これからの行動指針のようなものになると思います。先ほど評価会議の話もございましたが、国民参加といいますか、そういう観点で共同宣言を活用していくものとして位置づけられたらいいと思っています。

ただ、この会議あるいはさまざまな加盟団体や委員の関係者が集まるもう少し広げたところでの共同宣言でありますので、それを活用するためには、やはりどこかで継続して議論していく場というのを持っておかないと、単に今日あるいはここで宣言したことに終わってしまいます。どこかで皆さんが共有できるような、位置づけをしていただくと、この宣言は生きてくると思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

【駒村座長】

ほか、いかがでしょうか。今は共同宣言についての御意見を求めています。小幡さん、どうぞ。

【小幡委員】

全国精神保健福祉会連合会の小幡です。昨日、街づくりの分科会の方でも触れられていたところがあるのですが、4つ目のパラグラフの「障害者権利条約の理念を思い出し」という部分のところを、障害者権利条約の理念を基本に据えていくという部分を、ぜひ明確に打ち出していただきたいと思います。

それから、この宣言を出してほしいという前回の議論の中では、相模原の事件などにも触れられてきているのですが、最初のところで「過去において」と触れられておりますが、今なお現在、この瞬間もこの部分が拭き切れていないという部分があると思いますので、この表記についてはもう一步工夫をいただきたいと思っております。

街づくりの議論と、心のバリアフリーの議論が橋渡しになっているとは思いますが、改めてこの分科会でもその認識を確認しておきたいと思ひまして、触れさせていただきました。

【駒村座長】

先ほどの井手委員の御指摘の第1パラグラフが少し問題があるのではないかと。相模原の事件、それから厚労省から出されている障害者の虐待統計を見れば現にあるのではないかと。こういう御意見であって、この文面はあたかも過去のことかのように書かれているという、時世が過去になっているような読み方ができるのではないかとという御指摘です。

それから「権利条約の理念を思い出し」というのは弱過ぎる。これはもちろん基づくのだろうというお話だったと思います。

どうでしょうか。事務局の方からこの共同宣言について御意見はありますか。

【岡西座長代理】

御意見ありがとうございます。

まさに我々も気づかず、皆さんに調整させていただいて作ったものではあるものの、今の御指摘は大変ごもっともだと思います。そういう意味では認識の甘さみたいところがちょっと垣間見えたかもしれません。

特に1段落目のところについては、いただいた御意見をしっかり踏まえて、書き直したいと思います。

それから、もちろん4パラ目の「理念を思い出し」というところにつきましては、「基づき」とか「踏まえ」というように、しっかり条約の理念を実行に移していくことがわかるような表現にしたいと思います。

もう一つ、国民全体にこの宣言がうまく広まるようにできないかということにつきまして、井手委員から御提案がありましたように、これから有志のボランティアを全国規模でどんどん広げ、企業の皆様方とも協力しながら国民運動に変えていこうという取り組みを前回の分科会で御提案させていただいたところでございます。

今後、eラーニングや講習を含めて、何をすればボランティアと名乗れるのかということに関係の皆様と話し合っていきますので、その中で是非ともこの共同宣言を使っていきたいと思います。以上でございます。

【駒村座長】

共同宣言については、捉え方に少しまだ幅があるわけございまして、その辺はどうでしょうか。ちょっと悩ましい部分が、先ほどの藤井委員からの少しブラッシュアップをしていくべきではないかというお話があって、今日この完成形と言うのか、この分科会ではこの分科会としての一応、とりまとめのところを表現する。さらに、これをさっき井手委員あるいは藤井委員がおっしゃったような形の署名をしてもらおうというか、国民全体に広げていくものとしては引き続きブラッシュアップを次の評価会議でやっていただく。事務局としてはこういう理解で、そういう御説明でいいですか。

【岡西座長代理】

はい。

【駒村座長】

そういう位置づけにして、この分科会の共同宣言とする。これをさらに高める。それを国民に共有していただく。こういう扱いにしていくということで、この共同宣言の位置づけとする。こう御理解いただければと思っております。その上で、いかがでしょうか。福島先生、お願いいたします。

【福島委員】

東京大学の福島です。この共同宣言は非常にすばらしいと思います。いろいろ細かい要望、意見は私自身も含めてありますけれども、これを全部取り入れているといつ宣言が出せるかわかりませんので、本日の御意見も含めて、あとは駒村先生のほうでとりまとめていただいて、座長一任で出していただく。それがよいのではないかなと思います。評価会議とすると、また違いますし、この分科会は何だったのかということになりますので、最終分科会が今日なのであれば、今日までの時点の意見でとりまとめる。それで座長に一任して出していただく。これが私は現実的ではないかと思えます。以上です。

【駒村座長】

橋口委員、お願いいたします。

【橋口委員】

日本発達障害ネットワークの橋口です。私も福島先生の意見に賛成で、この共同宣言というものが出されたこと自体がとても画期的で、とてもすばらしい内容だと、もっと言えば思い切ったことをしていただいたと思って、私としてはすごく感謝の気持ちでいっぱいです。ですので、一任するという形でよろしいのではないかと考えます。以上です。

【駒村座長】

ほかにいかがでしょうか。そうしましたら、この「共同宣言（案）」を幾つか問題のある案も、修正すべき部分もあるかと思えますので、この「共同宣言（案）」については、大変重い責任ですけれども、私が改めて再チェックする。ただ、この分科会での共同宣言という形で、これを取り下げるとか、出さないということにはしないということで、これに基づいてさらに今日の委員のあったような御意見を踏まえたものを、さらに評価委員会のほうで作っていただく。こういう進め方にしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

【駒村座長】

どうもありがとうございます。では、続きまして本文のほうに御議論を移していきたいと思えます。

もう最後でございますので、前と後ろを分けてもいいかと思えますので、全体についての部門からでも結構でございますので、理念的な部分、本質的な部分というところで、ここはやはりもう一度ペンを入れたほうがいいのではないかというところがございましたら、

どうぞ御発言いただければと思います。よろしくお願いいいたします。向こうのテーブルで手が挙がっていらっしゃるのは山寄さんですか。御発言してください。

【山寄委員】

DPI日本会議の山寄でございます。ここまでのまとめ、どうもありがとうございます。まずお礼を申し上げます。私から2点、どうしても修正していただきたいところがあります。

1点目は5ページです。「2. 具体的な取組」というところの1)の4行目になります。「多様性を理解し、『障害の社会モデル』を踏まえ」とありますが、その行を修正していただきたいと思います。「社会的障壁を取り除くのは、社会の責務であるという社会モデルを理解し」というふうに修正していただけないでしょうか。

理由は、この部分は意見整理票に同趣旨の記載があるというふうに書いてあるとはいうものの、社会モデルを踏まえるというのがどういうことなのか曖昧だと感じます。前の4ページにあります3つのポイントの記載を生かして修正するのはいかがかと思えます。

2点目は6ページになります。「①すべての子供達に『心のバリアフリー』を指導」というところの5行目の「障害のある人への理解を図る『心のバリアフリー』の指導」というところです。ここを修正していただきたいと思います。『『障害の社会モデル』の理解を図り、『心のバリアフリー』の指導』にすべきと考えます。

理由です。「障害のある人への理解」だけですと、障害の個人モデル、障害を克服して頑張る障害者だけの、これまでと同じようなイメージでの理解で進められる可能性が大いにあります。そうした誤解を避けるために、「『障害の社会モデル』の理解を図る」と修正をお願いしたいと思います。以上、私からは2点です。よろしくお願いいいたします。

【駒村座長】

今のところの最後の部分ですけれども、「障害のある人へ」を「『障害の社会モデル』」と完全に書きかえるということですか。

【山寄委員】

はい。

【駒村座長】

事務局はどうしますか。「障害のある人及び『障害の社会モデル』」というふうに並列するのではなくて、書きかえていくということですね。モデルへの理解と。

これでよろしいですか。山寄さん、両方を並列するというだけではだめということですね。それは個人対応になってしまうということなので。

どうぞ御意見ください。完全に消して「社会モデル」に言いかえてしまうということですね。

【山寄委員】

済みません。ちょっと聞こえづらいです。

【駒村座長】

失礼しました。「障害のある人及び『障害の社会モデル』への理解」と、挿入するのではなくて、「障害のある人」というのを完全に消して『障害の社会モデル』への理解と変えるということですね。

【山寄委員】

そうです。

【駒村座長】

わかりました。

【山寄委員】

はい。お願いします。

【駒村座長】

ほかの前半部分は、4ページの記述をもう一度明確に入れて、「障害の社会モデル」をきちんと特定化するようにと、曖昧にしておくというお話で当然問題ないと思います。

ほかはいかがでしょうか。どの部分でも結構ですので、今日は最終ということなので。

朴さんとその前の方とお2人。笹谷さんですか。その後、朴さん。福島先生のほうに行きたいと思います。

では、先にそのテーブル、お願いいたします。

【笹谷委員】

それでは、神奈川県足柄高校校長の笹谷と申します。今日は、8ページのところです。高校に関してのところですが、お願いがございませう。

8月の段階から、高校の通級という言葉が入っていて大変頼もしく思っておりますけれども、全体的なボリュームの中でこの「⑤高等学校（大学）の取組」を見ると、少し印象が薄い感じがございまして、具体的にちょっと伝わりにくいと思っております。

高等学校でもいよいよ通級指導を始める。それを具体的に、例えば本文の中に「障害のあるなしにかかわらず、生徒が全ての授業をともにできる高校づくり」、そのような言葉を本文に入れていただくか、もしくは8ページの下に注をつけていただいて、ユニバーサルデザインのときと同じように、通級指導というのはこういうことだということが一目瞭然とわかるようにしていただくと、非常によいかと思っております。

あわせてこの8ページの上の5行の中で、「小・中・高等学校合わせて指導内容や指導体制等の環境整備」ということで、授業とかモデル授業に話が行ってしまうのですが、ここはぜひ指導内容や指導体制に加えて、学校生活・学校行事のバリアフリー化に向けての環境整備、すなわち朝、学校に来て、学校を笑顔で帰っていくまで全部の中のバリアフリー、授業だけでなく学校行事もどんどんバリアフリー化していくのだということがわかるように、もう少し広げていただきたいと思います。

理由を申します。私どもの高校も初めて、18歳の選挙に高校3年生の半数が臨みました。投票率は神奈川県の高校の現役の3年生で大体7割、多いところは8割の子が投票に行ったと答えています。この高校生に働きかけるということは、人生最初の投票の中に大きな要素を持ってバリアフリーというのは入ってくるわけで、彼らのこれからの投票活動に非常に大きな影響を及ぼすと思います。特に高等学校の3年生はそういう次の時代を担う大きな力も持っているということで、ぜひ以上のようなところを検討していただいて、少し印象を強めていただければと思います。

少し長くなりました。以上でございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。この点については、文科省の丸山さんがいらっしゃっていると思いますので、文科省のほうから御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【丸山委員】

文科省特別支援教育課長でございます。お世話になっております。ただいまいただいた御意見ですけれども、高校の通級については、平成30年度から制度化を図るということで、先般、省令改正を行って、現場のほうに内容等については通知をしたところでありまして、もう少し通級指導の内容について適切に書いたほうが良いということでございますので、脚注のところ少し整理をさせていただいたらどうかと思っております。

もう一点、学校行事等の扱いの部分についても、書きぶりについてまた事務局のほうで少し相談をさせていただければと思っております。

【駒村座長】

御対応いただけるということで、脚注も補足説明という形も含めてということになるということでございます。そちらのテーブルで朴さんが手を挙げていたと思いますので、お願いいたします。

【朴委員】

日本補助犬協会の朴でございます。よろしく願いいたします。3ページの新たに追加されました「2）『ユニバーサルデザイン2020 好事例』の認定」についてです。

好事例の案を本会議に提出して、認定されたものを内閣府のホームページにアップすることですけれども、簡単で結構ですので、認定される基準のようなものを、いま一度御説明いただきたいと思っております。

そして今後短時間で結構ですので、好事例の募集をしていただければと、いい内容のものをご提案させていただきたいと思っております。これまでも、補助犬に関して2点ほど好事例が出されておりましたけれども、その中の一つで若干、内容が現状と合致していませんので、補助犬に関しては少し御相談いただければありがたいと思っております。

そして、本日これで最後になりますので、皆様に補助犬について2つお願いしたいと思います。

1つは、ユニバーサルデザインを検討するにあたり、障害の当事者参画というのが大前提

ですけれども、補助犬に関しましては補助犬法の中で、「同伴」、つまり人と犬はいつも一緒、2つで一つということが法的に認められております。従って、補助犬の場合の当事者参画とは、補助犬ユーザーの方の意見が反映されること、これから接遇の研修などに参加すること等に加えて、補助犬の訓練士や指導員という現場を知る有資格者を参加させていただきたいということをお願いいたします。

最後に、実はあさってもこの下の委員会の取り組みであります「汎用性のあるプログラムの検討会」がございます。その中でも、経済界協議会やその他皆様に参加いただいて一生懸命内容を考えておりますけれども、どうしても時間的な制約などがあり、補助犬の受け入れに関しましては十分に盛り込めないという現実があります。しかしながら、ユニバーサルデザイン2020最終取りまとめ案の中でも謳っていただいたように、補助犬の受け入れというのはやはり大切です。ベーシックな汎用性のある取り組み以外に、必要に応じて追加の補助犬教育プログラムを行わないと、現実的な補助犬の受け入れができないというところを皆様に念頭に置いていただけるようお願いして、発言を終了させていただきます。

【駒村座長】

好事例の認定のほうですけれども、おっしゃるとおり、制度、政策がどんどんこの間も動いている訳でありまして、その時点良くとも、半年違ってしまうと新しい法令が出てしまって、それはもうクリアできないということもあるかと思えます。

この好事例の認定については、今度設置される「ユニバーサルデザイン2020」で、プロセスや基準も含めて議論されるのではないかと思いますけれども、この辺は事務局から何かありますか。

【岡西座長代理】

ありがとうございます。好事例の認定につきましては、あまり固く基準を作ることは難しいと思います。そういう意味では、今回、下にも書いてございますけれども「本会議の構成員その他の関係者と連携して」ということで、それぞれの好事例、補助犬であれば補助犬の関係の方、その他のことはそれぞれの特徴に応じて関係者の方々と御相談させていただきまして、会議のほうで認定をするという形を徹底させていきたいと思います。

【駒村座長】

福島委員から手が挙がっていたと思いますので、御発言をお願いいたします。

【福島委員】

東京大学の福島です。私はこの分科会第1回目は出席させていただいて、その後は体調を崩してしばらく休んでいたのです。なので、6回のうち1回目と5回目と6回目は出ているわけですが、出席率が半分なので、大学だったら単位が危ないかなという感じなのです。よって、特にこの本文の部分について、恐らく中間とりまとめの段階からいろいろ御議論があったかと思いますが、参加出来ていないので今頃そんなことを言うなという感じのお叱りをいただきそうですが、この「最終とりまとめ(案)」でいうと4～5ページの「Ⅱ. 心の

「バリアフリー」の「1. 考え方」の部分について幾つか意見を出ささせていただきたいと思います。

全体的にはとても本文も宣言もすばらしいと思うのですが、「1. 考え方」の部分で、最初に「心のバリアフリー」というものが何なのかということで、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである」。これは大変すばらしいと思います。いわば定義だと思います。

その次にちょっと気になったのは、ポイントが3つあるところなのです。「『心のバリアフリー』を体現するためのポイント」が3つあって、1つ目と2つ目はそのとおりだろうと思います。

1つ目が「社会的障壁を取り除く」云々というところ、「社会モデル」のこと。これはただ、山寄さんもおっしゃっていたから、ここは山寄さんの御指摘どおりに直していただいて結構だと思います。

2番目の家族を含めてそういった差別であるとか、不当な差別や合理的配慮の不提供を行わないように徹底すること。ここまではいいと思うのですが、3つ目の「他者とのコミュニケーションスキルを獲得していくこと」がやや狭いといえますか「コミュニケーションスキル」という表現が私は抵抗を感じたのです。

理由の1つは、ずっと読んでみると、コミュニケーションスキルとは何かということの定義がないのです。なので、同語反復的になってしまって、ではコミュニケーションスキルとは何かという説明がないのです。

それから、私の感じでは「コミュニケーションスキル」というと、技術的、マニュアル的な印象があって、少し小手先の感じがあるので、そうではなくて心が重要ではないかと思うのです。先ほどの「心のバリアフリー」の定義との兼ね合いでいっても、もっと広く深い問題ではないかと思いますので、あとは、心を支えるものは何かということ、人と交わって、人の内面を思いやる気持ちあるいは言い替えたなら、コミュニケーションと想像力という意味での想像の力。このコミュニケーションと想像の力が重要なのではないか。

障害のある人もない人も、そもそも人の痛みを想像する。そして対話するということが重要で、まずそれが基本にあつて、それがないと、例えばいじめの問題とか子供の虐待とか、いろいろなことが起きる。その中の障害者バージョンが障害者に対する差別問題であつて、障害者だけ取り上げて、特別障害者だけに親切にしましょうといったって無理な話です。

これは山寄さんがおっしゃっていたことともつながるのですが、障害者のことを殊さら理解したところで、いくら知識やテクニックを詰め込んだりしただけでは意味がないのです。基本にある、人の痛みや立場を想像する気持ち、思いやる気持ち、そして対話をする力。そういったものが根っこにあつて、その上で障害の問題も出てくる。

第1回目のときに、私は「心のバリアフリー分科会」の目指すものは大きく2つあるだろうと申し上げました。

1つは、普遍的な障害のあるなしを越えた人間同士の心の問題を議論すること。もう一つは、障害に特化した障害特有の問題を考えること。

その2つが相まって、初めて心のバリアフリーということの意味があるだろうと申し上げたのですが、例えば宣言文はそうになっていますし、今の本文の最初の部分もそうなってい

るのですが、3つのポイントのところの①、②もそうなっているのですけれども、この3つ目のテクニク的なコミュニケーションスキルというところは、急にレベルやニュアンスが違ふと思いますので、最終的にはお任せいたしますけれども、私は例えば「他者とのコミュニケーションスキルを獲得していくこと」というところを、「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、それぞれの人が抱える困難や痛みを想像する力を培うこと」のようにすれば良いのではと思っています。

あとは、表現的にはいくつかありますけれども、これも少し山崎さんのおっしゃったことと通じるかもしれないのですが、障害のある人の心理を理解するみたいな表現が出てくるのですけれども、これは何か引っかかると思います。障害についての知識であればまだいいのですけれども、心理とまで言われてしまうと差別を受けている障害者にとって大事なことは差別しないことであって、この心理を理解するというのは何なのか。女性差別を撤廃するには女性の心理を理解する必要があるのか。黒人差別の場合も黒人の心理を理解するのかという疑問が生じますので、ややこれは個人モデル的なニュアンスが強いので、少し考えていただきたいということでもあります。

あと「更に、障害者のある人自身やその家族も『障害の社会モデル』を理解し、障害者差別解消法を踏まえ、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることも重要である」と書いてあるのですが、「重要である」で終わっていたら、それが何なのかという感じがして、そんなことは言われなくてもわかっているわけです。だけど、それができないつらさ、悲しさが障害者と家族にあるわけで、そうしたらそもそも、俺だって障害を持ってしんどいんだ、私の家族は障害があつて、これこれが大変なんだということを相手に説明しなければならないということ自体がすごくしんどいので、差別されている側は二重にしんどさを抱えるのです。

なので「重要である」で終わってしまったら何かすごく冷たい感じなのです。もちろん、重要であることはわかっているのですが、そこを支えることが必要だということを書くべきだろうと思います。

あとの18ページのところでは、具体的なところで出てくるようですが、ここの部分でも、一言でもそうした本人や家族を支える取り組みは大事だということを書く必要があると思います。

もう一点だけ。そのすぐ後に「ただし、知的障害又は精神障害（発達障害を含む）等により、スムーズなコミュニケーションが困難な人もいることを十分に認識する必要がある」というのも、これはひどい書きぶりだと思います。「ただし」というのは何か否定されている感じですね。

それから「障害の社会モデル」という観点からすると、例えば発達障害の人がコミュニケーションがうまくいかないというのは、その人だけの問題ではなくて、周囲の人が発達障害を持っている人の感覚でありますとか、嫌なことであつたり、コミュニケーションをする上での特性であつたり、そういったことを理解していないからうまくいかないのであって、少なくともそういう部分が大きいからです。何か本人だけに責任があるようなニュアンスにも読めてしまうので、修正をするかあるいはいっその部分はカットする。「ただし」以下は全部カットするというのが私はよいと思います。

今ごろ考え方について言うなという感じがあるかもしれませんが、私はそう思いました。最終的には駒村先生と事務局の方にお任せいたしますけれども、この「コミュニケーションスキル」という表現のところを直して、それに連動するような感じで本文を変えていただければ嬉しいと思っております。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。非常に本質的なコメントをいただきましてありがとうございます。私もお詫びしなければいけない点でございますけれども、議事録を見ながら、各委員の意見を組み合わせると、取ってつけたような失礼な部分もありまして、こういったところは少し問題があるのかなと思います。

そして、今の福島先生のエッセンスというところは、私なりの理解は、やはりこの障害の問題のみならず、今、一番我々が問題になっているのは人間同士の心の交流というか、そこが非常に弱くなってきているのではないかというところだと思います。スキルとか知識とか心理とか、そういう何かを学ぶあるいは客観的なものではなくて、先生のお話にあった想像力とか、あるいはお互いの立場を思いやる想像力、それから相手の経験や感情を共感するといったようなことが、この文章から少し読めないのではないかというコメントをいただいたと思います。

今の福島先生のお話を受けて、この共感、想像力といったことが、きちんとそういうことを真に学んでもらいたいのであって、何かスキルを学ぶということではない。そういう機会を通じて人と交わるという本質を理解するというのがこれは重要なのだと私は捉えましたので、そういう修正を加えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。手が挙がっていらっしゃるのが橋口さん。でも2回目になりますね。ちょっと待ってください。その前に、岡さんが先に行きましょうか。1回目の方を最優先にして、2回目は当然回すようにいたします。

【岡委員】

NPO法人「Ubdobe」の岡です。今、福島先生のいろいろなお話を聞いて思ったことと、全体的に思ったことを話したいと思っております。

何かコミュニケーションとか思いやりというところで僕が真っ先に思い出したのが、ライブハウスで見るパンクバンドの前にモッシュピットというのがあるのですが、そこでパンクバンドのファンたちがめっちゃくちゃ暴れるのです。そういう文化なのですけれども、ヨーロッパでも日本でもアメリカでもそういう文化があつて、そのモッシュピットというのはめっちゃくちゃ人が踊って暴れているのです。それで、とても危険な場所と言われていて、人がけがをしたりするのですけれども、何の大した教育も受けていないすごく治安の悪い地域のライブハウスとかに行っても、そのモッシュピットで倒れた人がもし1人でもいたら、周りのモヒカンの人たちがその人を何も言わずにただ手を差し伸べて立ち上がらせてあげる。なぜかという、そこに倒れたままだと、ほかの人たちに踏みつけられてけがをしてしまうからということです。でも、そんなのは誰も教えていないことだと思うのです。

それで、僕はそういうライブハウスとかクラブとか音楽業界から、「思いやり」という名

前のついていない思いやりみたいなものをすごく学んだことがあったので、何か結構そういうのは大事なのではないかと思ったのが1つ。

全体を通じてずっと半年間いろいろ参加させていただいて、すごく勉強をさせていただいたのですが、さっきの好事例集というところで、ここが一番大事なのではないかと僕は思っています。

なぜかという、こういう会議はすごく考えて、考え抜いた文字を作って、その文字を行動に起こさせようみたいな感じで発信すると思うのですが、本当の心のバリアフリーはもっと自然体で、文字になる前にそもそも行動しているということがすごく多いと思うのです。多分、ここにいる人たちも皆さん、考える前に行動してしまっている人たちがすごく多いとっていて、そういう行動集とか好事例集をまとめるというのはすごく大事だと思っています。それは認定とかはよくわからないですけども、とりあえず集めて発信するというのが大事だと思って、ウェブサイト等と書いてあるのですが、10代とか20代の子たちはウェブサイトをほとんど見ないのです。基本的にアプリかSNSしか見ないという時代なので、発信するときのコンテンツをのけるツールをYouTubeにするのかインスタにするのかTwitterにするのかはわからないのですが、ツールは時代によってどんどん変わっていくと思うので、「インターネット」という表現とか、「www.何とか.com」みたいなのも20~30年前からあって、今はだんだん衰退してきているというところで、ツールの部分とか演出の部分をちゃんと考えて、国民全体に広げるというふうにいるいろいろあったと思うのですが、国民全体というのが一番ターゲットがよくわからない表現だと思うので、情報をそのターゲットに合わせて表現を変えて、本当にその人に届くように演出を加えながら、世代別にいろいろ分けていくとか、言い方をちょっと変えていくとか、そういう基本的な概念は変わらないのだけれども、表現を変えながら、ちゃんと人に届いていくような表現がいいかなと思いました。

最後に、好事例集の中で僕がすごく思ったのが、福島先生がずっと指をピコピコやっているのではないですか。指をピコピコがまずすごいと思うのです。僕は初めて見たのですが、指をピコピコだけでコミュニケーションをとっているのが単純にすごいと思って、僕の友達にこれを見せたら、これは何をやっているのみたいな感じに多分なるのです。ここにみんな来て、福島先生にこんにちはと言ってこれを見せるだけで、これは好事例になるというぐらいのものだと思うので、福島先生、遊びましょうということでよろしくお願ひします。ありがとうございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。岡さん風の、想像力、共感は思いやりということだと思います。後半部分の情報発信については、確かに今はいろいろなツールがありますので、ぜひ内閣官房にもいろいろなツールをターゲットごとに総動員していただくということで。何かありますか。

では、初めての方優先で申しわけないのですが、吉川先生、先にお願ひいたします。

【吉川委員】

明星大学の吉川です。とりまとめ(案)はなかなかおもしろく拝見させていただきました。ありがとうございます。

今ごろ、こんなことを言っているのだという福島先生にちょっと啓発されて、ここまで進んできたのに感想を言わせていただきたいのですが、特に「Ⅱ.『心のバリアフリー』」の4ページからの項なのですけれども、どうしても読んでみると、障害のある人となない人という二者択一の中で物が進んでいるような印象をすごく受けるのです。その障害のない人が強い個人として想定されている。つまり、教えれば学べるし、決めてあればそれができるのだというような、強い個人が想定されているというところに危機感を少し感じるのです。

日本だけではないのですけれども、人を見渡したときのグレイゾーンですね。障害というのは社会が、あなたは大変だから、ここから先の人には支援をあげますという、切った基準によって決められているのですけれども、実際は発達障害も含めてグレイゾーンの人たちが非常に多い。

つまり、要支援な人、いろいろな意味で、子ども食堂もそうですけれども、貧困であったり、いろいろな条件の中でグレイゾーンの人も多いし、その力が弱められてしまっている人も多様な理由によって多いのではないかということです。その力が弱まっている個人が、これを学びなさい、これをやりなさい、この人たちには親切にきなさいと言われたときに、そうかと素直に思っ取り組めるかということ、多分そこはその人たちにも支援が要るだろうと思っながらこれを聞かせていただいたのです。

具体的にどうするかということ言えば、4ページ以降のところを書いてあるものの中にも盛り込めるのだとすれば、6ページの「心のバリアフリーノート(仮)」をつくるということを文科省さんがおっしゃってくださっていますので、これをつくるときに、全ての子供たちにメリットのあるもの、つまり、力が弱められてしまっている子供たちがこういうふうになれば自分のパワーを取り戻していけるのだ。自分が支えられ、人も支えるという方向に動いていけるのだというような、そういうソーシャルスキルを含めたバリアフリーノート、先ほど福島先生もおっしゃってくださった共感力とか想像力をどういうふうにして作っていくかというようなことも含めたバリアフリーノートにさせていただけると、すごくよいのではないかと感じました。以上です。

【駒村座長】

ここはどうでしょうか。文科省の方はいらっしゃいますね。どうぞ。

【小野委員】

失礼します。文部科学省教育課程課の小野と申します。今、吉川先生、御提案ありがとうございました。文部科学省でも、今は学習指導要領の改訂の作業をしておりますが、大変大事にしなければいけない考え方として、障害の種類に応じてということではなくて、その子が現に抱えている困難さの状況に応じて、いろいろな配慮をしなければいけない。それは障害というものもありますし、ちょっと話が広がってしましますが、家庭の状況。もっとストレートに言いますと、外国から来た子供あるいは日本で生まれた、国籍は日本けれども、家庭の文化が親御さんの関係で外国の文化に非常に親和性が高い家庭と、いろいろな状況

がありますので、何かラベルを張って、それに対応するというのではなくて、子供たちに学んでほしいこととしては、一人一人がいろいろな状況を持っていて、いろいろな困難さがある。それを想像してどうやって助け合うのかということ。このバリアフリーノートの中でどう書くかということと、いわば教育全体で取り組まなければいけない話でもあると思いますので、しっかりと取り組みを考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【駒村座長】

全く課題を持っていない人というのはいないと思いますので、先ほどの吉川先生がおっしゃるように、どの程度かは別にしてもさまざまな課題があるわけですので、イチゼロの関係ではないということを意識して、そのバリアフリーノートを作っていただくように、文科省のほうで対応していただく。

小椋さん、お願いいたします。

【小椋委員】

全日本ろうあ連盟の小椋と申します。今までの意見をまとめていただきまして感謝申し上げます。

1つ意見を申し上げたいと思います。17ページに「政府の」というところの部分があるかと思いますが、その部分を具体的な面が記載されていないのですが、少し私のほうから意見を申し上げたいと思います。「政府の広報の一環として」というところです。

皆様は毎朝、ニュース等でいろいろご覧になっていらっしゃると思います。また、政府の行動について、何か突然な出来事が起きたときに、内閣官房長官や首相のコメントというものが時々、昨今見られるようなことがあるかと思います。会見のことです。

それで、会見を行うときに、本来、手話通訳は会見場にいるのですが、実際はテレビ画面にはお話しされる本人のお顔だけが出ています。我々聞こえない者が情報を得られない。ですから、ユニバーサルデザイン等を考えるときに、その面も考慮に入れていただきたいと考えております。

液晶の電子版の中には、お話をされている方と並行して他の方も出ますし、出る技術は可能ですので、手話通訳も同一画面に登場するという事は、技術的には問題がないと思います。誰でも見てわかる放送のあり方を工夫していただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

【駒村座長】

事務局からお願いします。

【岡西座長代理】

ありがとうございます。官房長官と総理の場合は、手話が入っていても確かに画面に映っていない場合もあるという御指摘だと思います。放送の関係でもありますので、その辺とよく相談して、しっかりと手話が必ず報道されるような方向で関係者と調整してまいりたい

と思います。

【駒村座長】

では、星さんから手が挙がっていたということですので、お願いいたします。

【星委員】

ありがとうございます。とりまとめと宣言と、非常に素晴らしい内容だと思ひまして、教育に携わる者として何となく身が引き締まるようなところがございます。

3点ほど、ささいなところも含めて意見を申し上げたいと思います。

6ページの「②すべての教員等が『心のバリアフリー』を理解」のところの2行目なのですが、すけれども、『心のバリアフリー』の指導法」と書いてございますが、何となく「指導法」というとハウツー物というか、方法論的な、表層的な感じがしてしまうので、『心のバリアフリー』の理解とその指導や」というように、やはり理解するという本質的なところを含めて表記していただくと、より意味が通じるというか、わかりやすいと思ひましたので、理解とその指導法としてはどうかと思ひたところが1点です。

それから、隣の7ページの③のところの『心のバリアフリー』授業の全面展開」のところの2つ目の矢印のところ。「このため、特別支援学校と交流している小・中・高等学校」とございますけれども、特別支援学校の中に幼稚部があるのは盲学校・聾学校がほとんどなのですが、実際のところ、幼稚園と交流している事例というのかなり出てきているようなことと、その前のところで、幼児教育についてかなり触れておりますので、もし可能でしたらこのところに、幼稚園も入れていただけると、より幼児期からというところが明確になるのかなと思ひました。

本当に、今は交流及び共同学習というところで、全ての学校というわけにはまだまだいかないのですが、いろいろな学校相互で取り組みをしていて、その中で子供同士のかかわり、教員同士のかかわり、保護者同士のかかわり、特別支援学校の子と小学校の教員というようなクロスでのかかわりだとか、いろいろなかかわりが出てきている中で、他者を理解するところから、子供たちも自己理解みたいところで子供たち自身が非常に学ぶところがとても多いような気がしております。そういった意味でも、幼児期というところもひとつ大きいかなと思ひまして、意見を述べさせていただきました。

それから、8ページの「⑤高等教育（大学）での取組」のところなのですが、最初から2行目のところで、「バリアフリーを広める取組の中から事例（修学や就労など様々な場面における事例）」とはございますけれども、可能でしたらここに「入学試験」という語句を入れていただきたいと思っております。

私は3月まで筑波大の附属視覚特別支援学校に勤務していたのですが、そのときに、昔から比べると本当に点字受験を認めてくださる大学が多くなりましたし、非常に受け入れは進んでいると思うのですが、それでもまだ試験問題を点字で準備できませんといったようなお答えをいただいた大学ですとか、入学後のところでなかなか視覚障害への対応が厳しいということを具体例を挙げながら説明を受けた大学もありまして、泣く泣く生徒で受験を諦めたような例も、まだ実際に現実としてありますので、修学の前に入試試験とい

うところもぜひ考えていただければと思います。以上です。

【駒村座長】

わかりました。最後のところは、大学関係だとそれもそうだろうと思いますけれども、3つの点については指導法、幼稚園のところ、今の点。いずれも文科省に係る点なので、文科省の方からお話をいただければと思いますけれども、お願いできますでしょうか。

【小野委員】

失礼します。いずれも複数の局にまたがる話ですので、しっかり持ち帰りまして、御趣旨を踏まえた対応を検討させていただければと思います。ありがとうございました。

【岡西座長代理】

内閣官房としては、御指摘はごもっともであり、十分反映可能だと思いますので、反映する方向で調整させていただければと思います。

【駒村座長】

では、先に東さんですね。その後、中野さんという順番でお願いします。

【東委員】

失礼します。美晴幼稚園の東と申します。細かなところで少しお話しして御検討をお願いしたいということがあります。7ページに追加されました一番上のところです。「②すべての教員等が『心のバリアフリー』を理解」のところで、新しく「保育士の養成を行う学校に対し周知を図る」ということを加えられたのですが、保育士の場合は養成校での資格取得ばかりではなくて、資格試験での取得もございますので、そこら辺も考慮に入れていただければと思います。試験項目に入れるというところまでの記述は難しいにしても、試験内容に反映するということですべての保育士が理解を進めるような形をとっていただければと考えているところです。

先ほど星先生からお話がありました、その下の③の特別支援学校との交流ですが、本園でも実は来年4月から聾学校の幼稚部に籍を置いて通学する子供が、特別指導日の週1回、私どもの幼稚園で保育をするというようなことが現実としてあります。我々の幼稚園ばかりではなくて、視覚支援学校等々との連携を図っているところは多岐にわたると思いますので、ぜひ記述に加えていただきたいところでもあります。

最後ですけれども、これは感謝を申し上げたいところです。6ページの同じく最後に青字で、幼稚園・保育所等の障害のある子供の受入れの円滑に関する周知徹底を図るという記述を明確に加えていただきました。そこで、1通の保護者からの手紙を短いので紹介させていただきたいと思います。できるだけそのままお伝えしたいので、的確ではない表現があるかもしれませんが、そこはお許してください。

今年3月、本園を卒園した子供の保護者からですが、2年間大変お世話になりました。息子は1歳半のときに発達障害の診断を受けました。正直、そのとき、この子の人生は一生陰の人生を歩いて行くのだらうと諦めていました。この子には可能性がないのだと。もちろん、

幼稚園に通うなんて頭の片隅にもありませんでした。でも、美晴幼稚園に出会って、先生方に出会って少しずつですが、着実に息子は変わりました。諦めていた幼稚園生活や運動会、お遊戯会など、全てに参加させていただきました。先生方に助けていただきながらですが、笑顔でやり遂げた息子の顔を見て、親の私たちが勝手にこの子の可能性を諦めていたことに気づきました。幼稚園生活で経験した可能性を持って、新たな小学校生活に挑戦します。

彼は、小学校の札幌は春運動会で5月に運動会があるのですが、運動会は児童デイサービスの支援員の方に近くで見守られて、ほかの子供たちと一緒に運動会に参加していましたし、先月の学習発表会では、担任の先生も含めて大人の支援は一切受けずに、同じ特別支援学級のクラスメートと劇を演じ、ステージの下でも音響効果の役割を果たしたというような学校生活を送っています。

障害の特性に応じて特別支援学校ということももちろんあるわけですが、できるだけ地域の幼稚園、保育園、小学校に通って、みんなと一緒に生活をするという経験は非常に生涯にわたって大きなものであると思います。ただ、現実的にはなかなかさまざまなバイアスがあって、若い幼稚園教諭や保育士が挫折したり、破綻をしていったりということが現実としてありますので、このように明確な記述がさまざまところで行われることで、社会の理解が広まっていくと考えていますし、より社会全体に広がっていくことを期待して、私の話を終えたいと思います。

本当にありがとうございました。

【駒村座長】

最初のところについては、厚生労働省から保育士の養成についての部分がありましたので、御発言をいただけますでしょうか。お願いいたします。

【朝川委員】

厚生労働省障害部企画課長でございます。直接の所掌ではないのですが、保育士になるルートはおっしゃりますとおり、養成校ルートと試験を受けてなるルートの2つがございますので、試験を受けてなる保育士さんも心のバリアフリーの理解が進むような、そういう表現を考えたいと思います。

【駒村座長】

では、中野委員、お願いいたします。

【中野委員】

慶應大学の中野です。細かなことが4つあります。まず1番目は、4～5ページに示されている考え方に「評価に基づいてスパイラルアップすること」というのを趣旨として加えていただければと思います。

といいますのは、御存じのとおり、ユニバーサルデザインを実現するためには、このスパイラルアップを繰り返すということがすごく重要で、部分的には「継続的に」という言葉で取り入れられているのですが、この考え方のところにも明記をしていただけるとありがた

いと思います。

2番目です。12ページの「iii) 医療分野におけるサービス水準の確保」の部分です。前回の意見に基づいて追記していただいております。ただし、前回私が申し上げた趣旨の中には、医療従事者が教育、福祉、労働等の支援につなげることの必要性というのでも申し上げたつもりでした。今回の中にはそこまでは盛り込まれていませんので、可能であれば次のような文言を文末に加えていただければありがたいと思っています。

最後のところに「また、障害のある人が社会参加をする上で必要な教育、福祉、労働等の支援制度を紹介したり、それぞれの分野の専門家につなげたりする役割を果たせるように努める」。

それから、誤植だと思われる表現があるのですが、「障害のある方」という表現がここでは使われておまして、「障害のある人」というのがほかのところの表現ですので、御確認をいただければと思います。

3番目です。15ページの「避難支援のあり方」についてです。この中に「各自治体における名簿の有効活用を促進する」という部分があるわけですが、ここを「各自治体における適切な名簿作成や有効活用を促進する」という文言に変更をお願いできればと考えています。といいますのは、名簿作成の部分というのがすごく重要で、現時点ではどのような障害のある人を要支援者として認めるかどうかとか、どういうタイミングで更新するかということについては、それぞれ自治体任せになっているのではないかと思います。今、熊本だとか福島の支援にも少しかかわらせていただいているのですが、どういう方々が要支援者となるべきかということについて、これは継続的な検討が必要であるというのが現場の意見でありますので、ぜひこの部分に適切な名簿作成というところを加えていただけると助かります。

最後の4点目です。同じ15ページの「③その他」についてです。相談に障害当事者が参加する必要があるということについても、前回申し上げさせていただいたのですが、それを採用していただいております。

そのときに、私の意図としては障害のある当事者が相談窓口にいることが大切ではないかという考えに基づいて意見を言わせていただいております。今回の記載に追加して、例えば相談窓口障害のある人を配置したり、人権擁護機関と障害当事者団体が連携して対応するというような内容を盛り込んでいただくと、さらに嬉しいと思っています。以上です。

【駒村座長】

1番最初の部分は、今の御指摘の表現に沿えるように事務局と調整したいと思います。

2番目以降については、2番目は厚生労働省の部分だったでしょうか。ちょっとお待ちください。そうですね。厚生労働省のところは2つありましたでしょうか。それから、内閣府のところがあったかと思いますが、まず厚生労働省のほうからお答えいただければと思います。

【朝川委員】

厚生労働省障害部企画課長です。12ページ目の医療分野のところですが、最終的にはしかるべく担当部局とよく調整したいと思います。医療機関にもソーシャルワーカーがいる医療機関とそうでない医療機関がありますように、少し対応できる能力にも差があるかと思しますので、どういう表現が盛り込めるか担当部局と調整したいと思います。

もう一つのほうは、窓口にというお話だと思っておりますけれども、これもどういう表現を書けばよろしいのかということもあるわけですが、いろいろな窓口がありますので、どこまで対応できるのかという問題が実際にはあるかと思っております。ただ、団体の方と連携してということもおっしゃっていただいておりますので、表現ぶりを調整させていただければと思っております。

【駒村座長】

はい。内閣府の防災のほうの係る点についてお願いします。

【林委員】

内閣府の防災担当でございます。中野先生から御指摘いただきました点は、まさに避難行動要支援者名簿につきましては、活用もさることながら作成が重要だということはそのとおりでございますので、御指摘のような表現ぶりに事務局のほうと調整をさせていただきたいと思っております。

【駒村座長】

最後は法務省の研修のところでしたか。

【岡西座長代理】

法務省の窓口です。

【駒村座長】

窓口ですね。ここのところは法務省の方はいらっしゃいますか。

【大手委員】

法務省でございます。相談窓口には障害のある方、当事者をという御意見は前回もいただいたところでございまして、持ち帰りまして担当の部署とも協議しまして今回提出させていただいたような案になっております。

人権擁護委員自体は市町村から推薦をいただいた方の中から委嘱するという構造になっておりまして、相談窓口には必ず障害のある方、当事者がいていただくというところまでは、どうしてもできないということです。

ただ、いただいた御意見、当事者の視点を踏まえた対応が必要だということについてはおっしゃるとおりということで、現在のような書きぶりとしております。

それで再度の御意見をいただいたわけなのですが、必ずそのような書きぶりにするということは現時点では残念ながら申し上げられないところです。

あとは、実際に事案に応じて専門機関と連携するということにつきましては、現に事案によってはあり得る対応でございますので、そこについてはまた検討させていただければと思っております。以上でございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。一巡したかと思いますので、2回目の方も結構です。橋口委員、どうぞ。その次に小幡さんに行きますので、先に橋口委員、お願いします。

【橋口委員】

2回目の発言をお許しいただきありがとうございます。先ほどの福島先生の御意見を聞いて、正直こんな最終のときに申し上げるのは失礼なのですが、すごく反省しています。やはり「Ⅱ. 心のバリアフリー」の「1. 考え方」の4ページ目の③というところは、福島先生のおっしゃったように、書き直していただきたいと思います。というのが、やはり「他者とのコミュニケーションスキルを獲得していくこと」というので、発達障害ですごく問題なのは、コミュニケーションがとりづらいところなのです。ですので、やはりここは自分とは異なる人と交流を深める、そういった意味でやりとりをするというような書きぶりにしていただくといいのかなと思いました。

それから、5ページ目の「ただし、知的又は精神障害（発達障害を含む）等により、スムーズなコミュニケーションが困難な人もいることを十分に認識する必要がある」ということも、本当にこれも私は発達障害の団体を代表して委員になっているのに反省だなと思っています。

前回のときにも申し上げさせていただいたのですが、前回は18ページの「5) 障害のある人による取組」のところで、この後に同時にスムーズなコミュニケーションが困難な人のために意思の表明・決定の支援という取り組みも必要であるということを入れてほしいと申し上げましたが、この5ページと18ページに、決してコミュニケーションがとれないわけではなく、福島先生がおっしゃったとおり、その人のやり方に合わせればちゃんとコミュニケーションがとれるのです。でも、一方的なこちら側の思い込みで、非援助者が求めない配慮や支援なんてものをされたりします。

それというのはやはり合理的配慮にも関係してくるので、選択、もっと言えば発達障害を持っている人でもちゃんと選択できたり、意思の表明ができたりします。例えば、ミカン食べる、リンゴ食べるというと、どちらにもうん、うんと言ってしまうわけです。では、援助者側は、この子はミカンが好きだからミカンをあげるとなるけれども、本当はリンゴが食べたかったなどということもあるのです。だから、ちゃんと選択できる、もっと言えば意思を表明できる、決定を支援するという、何回もお願いします、そういったこともぜひ明記していただきたいと思います。

あと、今日が最後なので、本当にこの会議に参加させていただいて、多くのことを学ばせていただき、本当に深く深く感謝しています。ありがとうございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。今の趣旨をこの4～5ページのところには踏まえていきたいと思えます。小幡さんから先ほど手が挙がっていたので、お願いいたします。

【小幡委員】

全国精神保健福祉会連合会の小幡です。18ページの、福島先生や橋口さんから触れられた点と重なります。前回、ピアサポートの件で盛り込んでほしいということで反映していただきましてありがとうございました。

この書きぶりですと、ピアサポートを読み込んでいくときに、情報交換の交流みなどところの並列になっていまして、先ほど来、話がされているコミュニケーションをとっていくときに、自分の意思を発信していくということに趣が置かれているとそうになってしまうかなと思うのですが、伝えるということのほかに、受けとめるという部分がコミュニケーションを構築していくには大変重要なところだと思います。先ほど来、触れられているようなところからすると、ピアサポート自体は本来、同じ問題や境遇に体験をしている人たちが対等な関係性で支え合うことということも含まれていると思います。そのあたりを括弧書きではなくて抜き出すか、この間に発言のあるコミュニケーションというような捉まえ方を含めて、別立ての項目等で整理していただけないかと感じているところです。

なので、支え合うという部分が、先ほどグレーゾーンのお話などもあったと思いますけれども、ピアの活動が支援者と支援を受ける側ということだけにとどまらないやりとりが成立することが含まれているということが、きっちり自治体で展開されるときにも認識できるようにしていただければと思います。以上です。

【駒村座長】

では、事務局から今の点はお願いできますか。

【岡西座長代理】

御指摘ありがとうございます。我々としては、御指摘を踏まえて変更したつもりでいたのですが、より理解を深めて、しっかりと書き込むようにしたいと思います。

【駒村座長】

2回目の方も1回目の方も構いませんので、御発言を。井手さん、それから角谷さん。角谷さんは初めてですので、角谷さんのほうを先に。

【角谷委員】

最後ですので、一言申し上げます。6回にわたる議論の中で、府庁間のやりとりや現場の皆さん、それから団体の皆さんの声をまとめ上げるということはなかなか今までなかったことだと思います。これはオリンピックが招致されることになって、オリパラを成功させるためということが前提だったかもしれませんが、実はこれから、2020年以降の日本を作っていく大きなターニングポイントの議論ができたのだと、大変大きな動きだったと認識しています。

今も細かい部分ではいろいろな御意見、それからどう定義づけるかという議論が続いているのは大変よくわかります。ただ、問題は、先ほど井手先生からも岡さんからもありました、我々メディアの人間はこれから先、どのようにこれを広報したり啓蒙したり、取組を国民的議論にしていくかという問題です。事象は若干違いますけれども、今でも福島から避難している人たちがいじめに遭っているという現実がそこここで顕在されたり、朴さんのところの、例えば犬を伴っていることを認めない食堂があったり宿泊施設があったりということで、それがニュースになったりという、これがニュースになっていること自体がもう乗り越えなければいけない時期に来ているのだと思います。

それをどういうふうにするか、この資料の中にもこれからの行程表だとか、資料の中で、これから先、2020年までということが掲げられていますけれども、実は大事なのは盛り上がっていく20年までと、その20年以降の継続させるということの重みだだと思います。そういう意味ではこの共同宣言もとても大切だけれども、ここは井手さんの言うように、これを何らかの形で法制化していくことと、それを維持させるためのチェック機能をつくり上げることが、もうひとつ大事なのではないかとすることは、この中身のとりまとめとともに中長期的な提案として申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございます。今日の報告書、まず発信力。いろいろな媒体で発信していただきたいと思います。それから、継続性は中長期的な課題で、次の仕掛けもこの中に書かれていますけれども、それを確実に実行していただく。その継続性をどう担保するのかという問題提起だったと思います。これは事務局にももちろん対応していただくことになっております。中森さんから手が挙がっていたのではないかと思います。お願いいたします。

【中森委員】

ありがとうございます。日本障害者スポーツ協会の中森と言います。6回の会議全ては参加できなかったのですが、的外れな意見もあるかもしれませんが、感じたことを発言したいと思います。

まず感じたことは、障害に特化している印象がすごくあったということです。

表紙の「1. 基本的な考え方」のところですけども、「世界に示す契機であり、我が国が共生社会に向けた大きな一歩を踏み出す」と書かれているのですが、この中でユニバーサルデザインであるとか、心のバリアフリーであるとか、これと共生社会となっていくときに、全ての人々というのは何を指すのかというところで、やはり人種とか宗教とか、そういったものもやはり対応すべきではないのかと感じました。障害に特化して書かれている部分が世界に発信できるかという観点で、そのような印象を受けました。

今年、リオでパラリンピックがあって、ブラジルの応援が非常にすばらしかったのです。選手に対する応援と、我々チームスタッフに対する応援と、これが心から出てきているとか、あとは表現が非常に豊かであったりとか、ダンス、体で表現する。こういったものを見て、やはり日本人に欠けているのがここかなと感じたところです。

障害というのは社会がつくり出すという意識をどこかで組み込んでいただければ、障害

者というのは、国がいろいろな意味で支援する必要があるとか、社会を変えていかなければならない。これは当然のことなのですからけれども、基本的な考え方もそこに入れていただければもっと子供たちにはわかると思いました。

今回は本当にいい意見というか、皆さんの意見を聞いていて本当にそうだな、そうだなというのを感じました。これをやはり日本政府の、日本はこれからこういう社会に変えていきたいのだというような、そういう強いメッセージを事あるごとにやってもらうということが大事だと思いました。以上です。

【駒村座長】

これは御感想というかコメントということでいただきました。ほかに手が挙がっていた方は井手さん、その次に藤井さん。とりあえずこの順番でお願いいたします。そろそろ時間もタイトになってきましたので、よろしくお願いします。

【井手委員】

読売新聞の井手です。角谷さん、中森さんの御意見を聞きまして、意を強くしてもう一度、法制化の意義を説きたいと思っています。こういう法制化をやろうという意見を申し上げますと、どうしても障害者基本法があるではないか、障害者差別解消法があるではないか、障害者虐待防止法があるではないか、なのに、なぜ、また別に法律がいるのかとおっしゃる方が出てくると思うのです。私が目指したいのは、従来の障害者施策の延長ではないのです。先ほど、中森さんがおっしゃられたように、心のバリアフリーというのは、障害者の問題だけにとどまらないだろうということは確かです。

まさに文科省の方が発言されていましたが、困っていらっしゃる方、支援を求めている方は広く存在し、貧困とか外国人とか、いろいろな問題はあると思うのです。今、いじめの問題があるのですけれども、障害者差別や虐待も含め、見過ごしているのも私は共犯だと思うのです。安倍総理が先の日露首脳会談に当たって「新しいアプローチ」と提唱されたのをまねするわけではないのですけれども、「心のバリアフリー」とは、今までにない「新しいアプローチ」で当たるべきではないかと考えています。「新しいアプローチ」で目指す法制化が必要ではないかということによっております。

なぜ、そういう法制化を力説したいかという、相模原の障害者施設での殺傷事件に対する厚労省の有識者検討会議というのは、詳細な再発防止策の提言をおまとめになったのですけれども、やはり措置入院患者に対する支援の対策が中心だったと思うのです。共生社会の推進については、冒頭に触れられてはいるのですが、学校教育の段階からあらゆる場において、人権や共生社会に係る教育を進めることや、障害者の地域移行や地域生活の支援を進めていくことが必要であると、一般論に終わっていた印象を持ちました。やはり、この会議でなければ、心のバリアフリーに関して何かを残せないのではないかという思いを持ちました。そういう意味で、法制化の議論を評価会議につないでいただいて、評価会議で結実していただくことを期待しております。

もう一つ、共同宣言なのですけれども、ぜひ英訳もしていただきたいと考えています。日本で心のバリアフリーに関するこういう共同宣言ができたということを国際的にも発信し

ていただきたいのです。まず、英訳ですが、東京オリンピック・パラリンピックには、いろいろな国の人々が訪れるわけですから、フランス語訳や中国語訳など、様々な国の言葉での発信に挑んでいただきたいと思います。

それから、これは絶対に断られないと思うのですが、共同宣言に個人で署名をしていただくときは、真っ先に安倍総理、ないしは丸川オリパラ大臣にぜひ署名をしていただきたい、そうすれば、国民全般や外国の人たちへのインパクトも強くなるでしょうし、これが私の願いです。

【駒村座長】

藤井さんから手が挙がっていると思います。お願いいたします。

【藤井委員】

発言の機会、ありがとうございます。また、この間の議論をしっかりとした文章にまとめていただきまして、感謝申し上げます。

2度目の発言ということですが、宣言について発言させていただきただけで、全体のイメージについては初めての発言ですのでよろしくをお願いします。

すごく簡単に申し上げます。先ほど、ユニバーサルデザインというと何か障害に特化したというような御指摘がございましたけれども、先般の街づくりでも議論になったかと思いますが、日本語が得意でない方々に対する対応という問題と、私たち障害者から言いますと、障害当事者と接する方々、例えば行政でありましたり、観光事業者でありましたり、航空飛行場でありましたり、そういうところにさまざまな方の接遇の問題があります。

現在、鉄道駅でありますとか空港でありますとか、港等での接遇対応について、あるいはバリアフリー対応についてさまざまな取り組みが行われています。

私どもとすれば、例えば、私が昨日、熊本から帰ってきたわけですが、飛行場の保安ゲートで、先ども心臓のペースメーカーの話がありましたけれども、チェックする機械を通るときに、私どもは白杖も取り上げられますし、案内していただけるのですが、よちよち歩きの子供をガイドするような形でガイドしていただくとか、私たちにとって非常に困るような対応が沢山ございます。ぜひそういう海外の人あるいは私ども障害者と接する職員や担当者においては、アンバサダーになれるということではないですが、ちゃんとそれぞれで検証なりマニュアルを作ってくださいことを重視して、具体的に理解できる取り組みを今回の文章を通じて実現していただくことを要望したいと思います。

具体的にはさまざまございますけれども、全体として人と人が接するところ、あるいは来客との接遇のところ、あるいは障害者と接する場面での対応について、いましてマニュアル化あるいは研修等を強化いただくことをお願いしておきたいと思います。以上です。

【駒村座長】

今の点は、事務局にきちんと本文に反映するように指示します。そろそろ時間も来ましましたので、とりまとめにしたいと思います。この辺で御発言はよろしいでしょうか。

では、ただいまの意見交換を踏まえて、私なりに考えたことを最後にまとめさせていただきます。

いて、今後の報告書にとりまとめに入りたいと思います。

拙い座長でしたけれども、長い間おつき合いいただきまして、大変ありがとうございます。今日の議論で、今も御発言がありましたように、マニュアル、知識、スキル、こういったところはまず当然整備するということが大事だということは改めて確認されました。

一方で福島先生からも御発言がありましたように、そういうスキルの部分ではなくて、我々社会が今、一番危機に瀕しているのは、これは相模原の事件が大きい事件であったわけですが、ほかにも小さい問題ではないかもしれませんが、優先席をめぐる問題やトイレをめぐる問題や駐車場をめぐる問題でわかるように、他者への配慮とか想像力とか共感力というのが、どうも問題を抱えている。この部分にも問題があるのではないか。やはり時間的な忙しさ、経済的な問題はそれに対する想像力や共感力を失わせているのではないか。ここの部分をきちんと書き込むべきであるというお話があったので、その4～5ページ中心に改めて、まさに心の問題なのですから、心の部分に着目した部分を少しきちんと整理して書き加えたいと思っております。

本日いただいた御意見を踏まえて、事務局には最終的なとりまとめに向けて修正するようにお願いいたします。来年1月には関係省庁・府庁等の連絡会議に諮ると伺っていますので、この報告書の内容については座長に一任させていただければと思います。よろしく願いいたします。

最後に、平田事務局長から本日の議事全般についての御発言をお願いいたします。

【平田局長】

皆さんお忙しい中、この会議に御出席いただき、また貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。2013年にパラリンピックの東京開催が決まって、本当につくづく、よかったですと思っております。パラリンピックの日本開催が決まったことによって、物理的なバリアフリーのみならず心のバリアフリーというものを政府全体の動きにできる。こういう貴重なきっかけになったのではないかと思っております。

役所の制度や記述を変えるというのは大変難しい中で、各省の皆様が自分のこととして考え、変えようとしてくださいました。なにより嬉しいことが、このような仲間が沢山できてきているということです。2020年以降のレガシーというものは、こういう人たちが担っていくのではないかと思っております。経済界協議会といいますか、経済界にも沢山のそういう新しい動きができております。社会において現実を見ますと、厳しい現実があるわけですが、オリパラの東京開催が決まったことで、新しい動きができてきたということを実感しています。

今から4年後に2020年が参ります。2週間後には、「来年になると3年後」という御挨拶になるのですが、今の役所の動きをさらに固めるべく、議会や官邸にも大きな動きとして繋げていきたいと思っております。

多分、日本人はこういう「心のバリアフリー」というテーマは本来一番上手にできると思っております。20年後ぐらいに、このような集まりがあったなど、そこから日本がより良くなったなど、将来、未来の人達に振り返ってもらえるような国づくりを私たちが頑張りたいと思っております。本当に皆さん、長らくありがとうございました。

【駒村座長】

事務局長、ありがとうございます。それでは、議事を岡西座長代理に戻したいと思います。よろしくをお願いします。

【岡西座長代理】

駒村座長、本当にありがとうございました。皆様方も3月から現在に至るまで、短い間でしたけれども、本当にありがとうございました。

この会議らしく、Ubdobeの岡さんから机の配置を口の字型を変えることを提案され、この披露宴方式に変えて、それ自体で随分議論も活発になったと思います。「最終とりまとめ」というと、普通しゃんしゃんで終わる会議が多いのですけれども、本当に最後までみんな執念深く御意見をいただきまして大変よかったですと思います。最後の結論というのはどうしても難しい心の話でもありますので、なかなか正解が見出せなくて模索せざるを得ない部分がとてもよく出た最後であり、それも本当に良かったと思います。

先ほど、事務局長からもお話がありましたように、皆さんからいただいた御意見をどう繋げていくかということが我々に与えられた使命だと思っておりますので、引き続きしっかりやっていきたいと思っております。

可能であれば、来年当初にも関係省庁の連絡会議を開いて「最終とりまとめ」をとりまとめ、評価会議などでしっかりチェックしながら、継続的な作業へ進めていきたいと思っております。

本当に、長い間というか短い間か、皆さんどうもありがとうございました。

本日の議事内容につきましては、配付資料も含め内閣官房から公表を予定しておりますので御了承ください。

これまでの御協力、どうもありがとうございました。